

# 新しい保険証に変わります

現在使用中の保険証は、7月31日(水)で有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証をお送りしますので、お手元に届きましたら、古い保険証を破棄し、新しい保険証を使用してください。



新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日です

今年から有効期限が1年間となり、毎年更新することになりました。

紛失したときや汚れたときは、再交付の手続き をしてください。

	後期	高齢者医療被保険者語	E
	_41	効期限 平成26年 7月31日	
被保険者番号		01234567	
被保	住 所	広城市連合町1丁目	
除者	氏 名	後期 太郎	男
ï	生年月日	昭和 7年 7月 7日	
黄疸	取得年月日	平成20年 4月 1日	
発	効期日	平成20年 4月 1日	
交	付年月日	平成25年 7月 1日	
一部負担金 の割合		1 11	
娄	険者番号 びに保険 の名称及 印	3 9 0 1 1 0 0 0 北海道後期高齢者医療広峡連合	1

# 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在使用中の減額認定証は、7月31日(水)で有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなります。今までに減額認定証の交付を受け対象となる方には、7月中に保険証とともに新しい減額認定証を送付しますので、8月1日からは古い減額認定証は破棄し、新しい減額認定証を使用してください。

なお、交付手続きをしていない方は、減額認定証は送付されません。新たに減額認定を受ける場合は、手続きが必要になります。

#### 【対象となる方】

世帯全員が市・道民税非課税の方

世帯全員の所得額によって、医療費の自己負担額が異なりますので、詳細はご照会ください。

色	交付年月日 平成25年 8月 1日						
らは水色です	被保険者番号 012345	6 7					
	被 住 所	HOKKAI NGO HO IKI FENGO IKOUIK FI					
デ	○ 氏 名 後期 太郎		男				
す	者 生年月日 昭和 7年 7月	7日					
	発効期日 平成25年 8月	1日					
	有効期限 平成26年 7月	31日					
	適用区分		A I I I Y I				
	長期入院 該当年月日	保険者印					
	保険者番号 並びに保険	1 0 0	0				
	者の名称及 び印 北海道後期高齢者医療広域	** E	[]				

## 保険料の支払方法

保険料の支払いは、年金からの差し引きと口座振替のどちらかを選ぶことができます。口座振替を希望する方は、本人の保険証、口座振替する口座の預金通帳と印鑑を持って、手続きしてください。

#### 医療費のお知らせを希望する方へ

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、希望する方へ医療費の 通知を半年ごとに送付しています。この通知は、医療費の内訳をお知らせするもので、これを受 け取った後に、医療費の申請などをする必要はありません。

通知を希望する方は、北海道後期高齢者医療広域連合( **☎** 011-290-5601 )、または市高齢・介護室医療給付係へ電話でご連絡ください。なお、すでに通知を受けている方は、引き続き送付されますので、手続きの必要はありません。

この通知を確定申告などの医療費控除の領収書の代わりにすることはできません。

問合先 市高齢・介護室医療給付係

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

#### 平成 25 年度の年間保険料の計算方法

保険料額は、7月中旬に保険料額決定通知書で個別に通知します。

均等割(1人当たりの額) +47.709円

### 所得割

(本人の所得に応じた額)

**二** 保険料 (限度額 55 万円)

1 年間の

(平成 24年の所得 – 33万円)× 10.61%

1年間の保険料は、100円未満を切り捨てます。 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

所得とは…前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いた額です。 なお、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの所得控除を適用する前の額です。

#### 保険料の軽減

● 均等割の軽減(年額) 被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得の 判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減前の 均等割	軽減割合		軽減後の 均等割
33 万円かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、他の 所得がない		9割 ▶▶	<b>&gt;&gt;</b>	4,770 円
33万円	47,709 円	8.5割 ▶▶	<b>&gt;&gt;</b>	7,156 円
33 万円 +(24 万 5 千円 × 世帯主以外の被保険者数) 単身世帯の方は、該当になりません。		5割 ▶▶	<b>&gt;&gt;</b>	23,854 円
33万円 +(35万円×世帯の被保険者数)		2割 ▶▶	<b>&gt;&gt;</b>	38,167 円

● 所得割の軽減 被保険者個人の所得で判定します。

となります。

所得が次の金額以下の方	軽減割合	
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下	5 割	

●被用者保険の被扶養者だった方の軽減 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶 養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減

災害や失業などで所得が大幅に減少した方、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難になった方は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。



被用者保険とは…全国健康保険協会が運営する「協会けんぽ(旧社会保険)や組合管掌健康保険(企業の健康保険組合など)、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

15平成 25 年 7 月 広報 し けみざわ